

「事業主のための 利用しやすい雇用関係助成金」

助成金といっても、ほとんどの企業が「聞いたことがない」「利用したことはない」というのが現状です。雇用関係の助成金は、「新たに労働者を雇い入れる」「労働者の処遇や職場環境の改善を図る」「労働者等の職業能力の向上を図る」「仕事と家庭の両立支援やワークライフバランスに取り組む」「障害者が働き続けられるよう支援する」等といった場合に受給できる可能性があります。助成金が事業の後押しとなった事例はたくさんあります。ここでは、利用しやすい助成金をご紹介します。（金額の（ ）は中小企業以外の金額です）



社会保険労務士法人庄司茂事務所

代表社員 庄司 茂

PROFILE

労務管理上の細かい分析を基に指導を行い、中小企業を中心とした、「棚卸型評価制度」を提唱し、人事制度導入・制定に助力している。また、講師としては、就業規則、経営者・管理者研修、評価制度導入などを得意分野とし、労務管理に関するセミナーも行っている。

DATA

社会保険労務士法人庄司茂事務所
所在地：神戸市中央区中山手通5-1-1
神戸山手大木ビル6F
電話：078-361-2031
<http://www.roumpro.com>

1 キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者に対して以下の取組みを行った事業主に助成されます。「正社員化コース」「人材育成コース」「処遇改善コース」がありますが、利用事例の多い、正社員等への転換に対して助成される「正社員化コース」をご紹介します。

正社員化コース

転換前 → 転換後	支給額 (1人当たり)
有期 → 正規	60万円 (45万円)
有期 → 無期	30万円 (22.5万円)
無期 → 正規	30万円 (22.5万円)
有期 → 多様な正社員	40万円 (30万円)
無期 → 多様な正社員	10万円 (7.5万円)
多様な正社員 → 正規	20万円 (15万円)

*多様な正社員とは、勤務地限定・職務限定・短時間正社員です。
*派遣労働者、母子家庭の母等の場合は加算される場合があります。

2 両立支援等助成金

従業員の職業生活と家庭生活の両立を支援するための制度を導入し、制度の利用を促進した事業主に対して助成されます。

① 出生時両立支援助成金

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土づくりに取り組み、男性労働者に子の出生後8週間以内に、5日以上（中小企業以外は14日以上）の育児休業を取得させた事業主に助成されます。なお、過去3年以内に育児休業を取得した男性労働者が生じていないことが条件です。

・1人目60万円 (30万円)、2人目以降15万円 (15万円)

② 介護支援取組助成金

労働者の仕事と介護の両立に関する取組みを行った事業主に助成されます。

・1企業1回のみ60万円

③ 中小企業両立支援助成金

(代替要員確保コース)

育児休業の代替要員を確保し、育児休業を3か月以上利用した労働者を現職復帰させ、復帰後6か月以上雇用した事業主に助成されます。

・育児休業取得者1人当たり50万円、1年度に延べ10人を上限とする。

④ 中小企業両立支援助成金

(育児復帰支援プランコース)

「育児休業復帰プラン」を策定及び導入し、対象労働者が育休取得した場合及び復帰した場合に中小企業事業主に助成されます。（1企業につき正社員1名、期間雇用者1名まで）

・プランを策定し、育休取得したとき：
1人当たり30万円
・育休者が職場復帰したとき：
1人当たり30万円

3 特定求職者雇用開発助成金

高齢者（60歳以上、一定の要件あり）、母子家庭の母、障害者等の就職が特に困難な者を雇い入れた事業主に助成されます。

① 特定求職困難者雇用開発助成金

所定労働時間	障害者の種類	支給額
30時間以上	60～64歳の者、母子家庭の母・父子家庭の父	60万円 (50万円)
	重度又は45歳以上の身体・知的障害者、精神障害者	240万円 (100万円)
	上記以外の身体・知的障害者	120万円 (50万円)
20時間以上 30時間未満	60～64歳の者、母子家庭の母・父子家庭の父	40万円 (30万円)
	身体・知的障害者、精神障害者	80万円 (30万円)

② 高齢者雇用開発特別奨励金

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
支給額	90万円 (50万円)	60万円 (30万円)

ここでご紹介した助成金はごく一部です。例えば、建設業や介護事業といった特定の業種のみを対象とした助成金、兵庫県内で雇用情勢の厳しい特定地域を対象とした助成金などもあります。

助成金によっては、事前に計画書の提出や認定が必要となるもの、就業規則等の変更が必要なものもあります。詳細条件等については、助成金の相談窓口や専門家である社会保険労務士にご相談ください。

*「中小企業」の基準は以下の通りです。（労働者数が資本金どちらかが下図の場合に中小企業）

中小企業の基準	小売業（飲食業含む）	サービス業	卸売業	製造業その他
常時雇用する労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下
資本金	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下